

○可茂衛生施設利用組合管理者の権限に属する事務の一部を
副管理者に委任する規則

〔 令 和 2 年 2 月 2 5 日
可茂衛生施設利用組合規則第1号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の権限に属する事務の副管理者への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第153条第1項の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する代理権を有しない者がした行為とみなされる契約の締結に関する事務を副管理者に委任する。

(副管理者の代理)

第3条 副管理者に事故があるとき又は副管理者が欠けたときは、前条中「副管理者」とあるのは「可茂衛生施設利用組合管理者の職務を代理する職員を定める規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第2号）第1項に規定する上席の事務職員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。